1．概要

（1）設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

平成の初頭、国内外の社会経済情勢は大きく変化する時代を迎え、日本社会では、これに対応するべく政治・行政・地方分権・経済構造等を巡る諸々の改革の動きが始まることとなった。そして、これら諸改革は、憲法の基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせられるべきものとして、その要となる司法制度改革の重要性が位置付けられた。

意見書は、司法機能の充実強化の一環として、司法へのアクセスを拡充するため、民事法律扶助の拡充と司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図ることや、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した公的弁護体制を整備することなどを提言し、その運営主体等についての総合的な検討を求めた。

このような経過を経て、法テラスは、国等の責務に基づく総合法律支援の事業を適切に行い、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立されたものである。

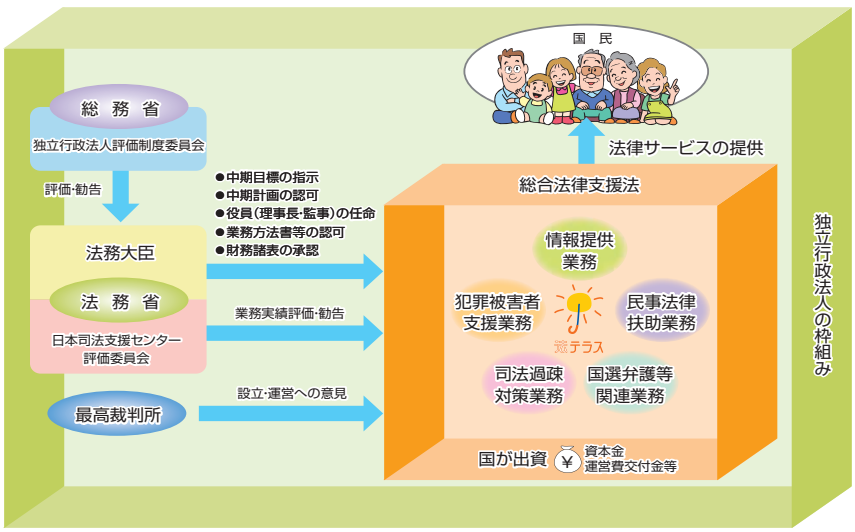
法テラスは、設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」）で業務を開始した。

（2）組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため、三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である日本司法支援センター評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年９月、通称及びロゴを「日本司法支援センター 法テラス」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

（３）主な業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第１項及び第２項において次のように規定されている。

①　総合法律支援法第30条第1項の業務（主要業務）

ア　情報提供業務（33ページ：1．情報提供業務　参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、面談、電話、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ　民事法律扶助業務（62ページ：2．民事法律扶助業務　参照）

(ｱ)　経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

(ｲ)　認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障がい者等に対する資力にかかわらず行う法律相談等の業務。

(ｳ)　大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の業務。

ウ　国選弁護等関連業務（91ページ：3．国選弁護等関連業務　参照）

(ｱ)　貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

(ｲ)　少年審判事件における国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所への通知を行い、国選付添人に対する報酬・費用の算定・支払などを行う業務。

エ　司法過疎対策業務（110ページ：4．司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務　参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ　犯罪被害者支援業務（123ページ：5．犯罪被害者支援業務　参照）

(ｱ)　犯罪の被害にあわれた方やその家族などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。

(ｲ)　刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の算定・支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費等の算定・送金などを行う業務。

(ｳ)　DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力にかかわらず行う法律相談業務。

㈦　殺人や性犯罪などの被害者やその家族などであって、被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを、包括的かつ継続的に援助する業務。

司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスでは、「司法ソーシャルワーク」を推進している。これは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組である。そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

（活動例）

- 福祉機関の職員等を対象とした法テラス業務の説明や法律講座の開催
- 福祉事務所、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センター等における法律相談の実施
- 地方公共団体・福祉機関等からの申入れに基づく高齢者・障がい者に対する出張法律相談の実施

②　総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（151ページ：7．受託業務　参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務。

（4）事務所

本部（東京）、コールセンターのほか、全国103か所に事務所を設置（令和8年3月31日現在）。

①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4種類があり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①　地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスの全ての業務を行う。

②　支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスの5つの主要業務を行う。

③　出張所

東京に2か所（上野、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他、被災地支援のため被災地出張所2か所（岩手に1か所（気仙）、福島に1か所（ふたば））を設置。

④　地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。令和8年3月31日現在で37か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所には更に2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（34か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（3か所）。

事務所の種類	①地方事務所（本所）	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター ○○地方事務所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△支部	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△出張所	日本司法支援センター ○○地方事務所 △△地域事務所	
通称	法テラス○○ 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行う全ての業務	法テラスが行う５つの主要業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	全国に5か所 上野・八王子（東京）、堺（大阪） （震災対応） 気仙（岩手）、ふたば（福島）	34か所 八雲・江差（函館）、むつ・鰺ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・壱岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	3か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、佐世保（長崎）

（注）地方事務所、支部には法律事務所が併設されている事務所もある。

（5）予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利･利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の大半が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性、緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

（単位：百万円、%）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営費交付金	(17,666) 15,664	(17,142) 16,623	(17,016) 16,010	(18,788) 15,984	16,460
国選弁護人確保業務等委託費	(16,792) 16,792	(17,169) 16,391	(18,782) 16,526	(18,784) 17,125	17,101
合計	(34,458) 32,455	(34,311) 33,014	(35,797) 32,536	(37,573) 33,110	33,561
対前年伸び率	(7.23) 0.99	(△0.43) 1.72	(4.33) △ 1.45	(4.96) 1.76	1.36

（注1）上段のかっこ書き内の予算額は、補正予算等の金額を含む。
（注2）各欄予算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
（注3）昨年度までの白書から記載方法を改め、当初予算額を明記することとした。

法テラス決算の推移

（単位：百万円）

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収　入					
運営費交付金	15,191	17,666	17,142	17,016	18,788
事業収入（民事法律扶助償還金等）	11,707	10,808	10,565	10,348	10,221
補助金等収入	62	116	61	48	72
受託事業収入	16,987	16,878	18,244	18,840	19,696
その他収入	3,203	547	1,998	1,670	1,476
計	47,149	46,015	48,009	47,921	50,253
支　出					
事業経費	30,918	30,414	34,768	34,534	37,714
一般管理費	3,786	5,052	2,566	2,623	2,168
人件費	9,073	8,796	8,488	9,339	9,343
計	43,777	44,262	45,822	46,497	49,224

（注）各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	**支出**	事業経費	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	事業収入	民事法律扶助業務の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		一般管理費	事務所賃借料、広報周知費など
	補助金等収入	国民からの寄附金など		人件費	給与、賞与及び法定福利費など
	受託事業収入	国選弁護等関連業務及び受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの			
	その他収入	運営費交付金の繰越分など			